

ジャーナリズム史12 第8-9回

パーソナルジャーナリズムの時代
-独立新聞の登場
大日本帝国憲法と新聞

ジャーナリズム史I

7. 独立新聞の台頭

- 『時事新報』 明治15年3/1 福澤諭吉
- 「時事新報の命じたるは、専ら近時の文明を記して此文明に進む所以の方略事項を論じ日新の風潮を後れずして之を世上に報道せんとするの旨なり」
- 独立不羈（どくりつふき）
- Web で読める時事新報史

ジャーナリズム史I

8. パーソナル・ジャーナリズムの時代

- 明治20～29年
- 陸 羯南『日本』(M22.4)
- 徳富蘇峰『国民新聞』(M.23.2)
- センセーショナル時代の到来
- 黒岩涙香『萬朝報』(M25.11)
(よろず重宝)
- 島田三郎『毎日新聞』
- 秋山定輔『二六新報』
(M26.10)



ジャーナリズム史I

3

10. 憲法の発布

- 大日本帝国憲法の発布 明22(1890)年
- 出版法 明26(1893)年
- 治安警察法 行政執行法 明33(1900)年
- 新聞紙法 明42(1909)年: 言論統制法
1897年改正の新聞紙法の再改正
保証金制度/内務大臣の発行禁停止処分: 治安を妨害・風俗を壊乱
- ※ 大逆事件 明43(1910～11年) 思想・表現の自由への弾圧

ジャーナリズム史I

10-1 大日本帝国憲法 (M23/09/23)

- 第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第29条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行(いんこう)集會及結社ノ自由ヲ有ス
 - 不敬罪・出版法・新聞紙法・治安警察法・治安維持法

ジャーナリズム史I

宮武外骨: 予は危険人物なり

- 生涯を通じて「筆禍」による入獄は4回・のべ4年近く、罰金刑は15回、発行物の発行停止や発行禁止処分は14回にも及ぶ。
- 1886: 『屁茶無苦新聞』; 『朝野』などのパロディー
- 1887: 『頓智協會雑誌』
- 1889(M22): 頓知研法

ジャーナリズム史I

8